

郵便の不在配達通知書に記載される窓口での受取に必要な印鑑の表記

－ 行政相談委員意見を踏まえた通知に対する関係機関の措置状況 －

総務省行政評価局行政相談課は、次の行政相談委員意見を受け、事前に当該意見を日本郵便株式会社に提示した上で、郵便の不在配達通知書に印鑑に代えて署名でも郵便物を受け取れることを表記することは有益と判断する旨を平成 26 年 9 月 17 日に日本郵便株式会社に通知し、同年 9 月 22 日に日本郵便株式会社から回答を受領し、同年 10 月から使用される不在配達通知書において改善されることになりました。

(行政相談委員意見の要旨)

不在時に、書留郵便等が配達された場合で、郵便局において郵便物を受け取る場合、不在配達通知書、本人・住所が確認できる書類のほか、印鑑又は署名が必要とされている。

しかし、不在配達通知書には、「このお知らせ+印鑑+ご本人様・ご住所が確認できる証明書(免許証、保険証等)」と、印鑑が必須のように思える記載となっている。

印鑑を忘れたために自宅に戻ったという相談などもあることから、不在配達通知書には、印鑑に代えて署名でもいい旨の記載をしてほしい。

(注) 本件は、平成 25 年 11 月に北海道の行政相談委員から提出があった行政相談委員意見である。

○ 郵便物の受取についての規定

郵便物の受取は、内国郵便約款第109条第2項に「受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を受け取ること。」と規定されており、印鑑の代わりに署名でも郵便物を受け取れることになっている。

(通知要旨)

日本郵便株式会社が、郵便の不在配達通知書に、印鑑に代えて署名でも郵便物を受け取れることを表記することは有益と判断する。



(措置状況)

日本郵便株式会社に行政相談委員意見を通知した結果、平成 26 年 10 月から使用される不在配達通知書に「印鑑 (又はご署名)」と表記されることになった。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室

連絡先：花田、黒崎

電話：03-5253-5425 (直通)

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

不在配達通知書の新旧様式比較

(旧様式裏面)

(新様式裏面)

通信事務郵便 (依頼信) ○○市○○町△-△-△
※※郵便局 ※※部 行

インターネット受付
 日本郵便Webサイト又は2次元コード(右側又は表面のシール)をご利用ください。
 ゆうびん 再配達 **検索**
 http://www.post.japanpost.jp/
 ※スマートフォン、携帯電話からもご利用できます。

郵便・FAXによる受付 (FAX: ※※-※※※※※※※※※※)
 太枠内にご記入の上、ポスト投かん又はFAXしてください。※申込日の翌日以降のお届けお受取りとなります。(お受取り可能となるお時間は、郵便局により異なります。)
 受取人様の電話番号(FAXの方は、お名前・表面 **2** をご記入ください。)

電話番号: () -
 お名前:
 追跡番号:

① 配達をご希望の方は、下の欄にご記入ください。

配達希望日	希望時間帯
<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 午前中 <input type="checkbox"/> 12~14時 <input type="checkbox"/> 14~16時 <input type="checkbox"/> 16~18時 <input type="checkbox"/> 18~20時 <input type="checkbox"/> 20~21時

② お勤め先等への配達をご希望の方は、下の欄にご記入ください。
 ※お受取りの際、ご本人様であることを確認させていただく場合があります。

配達先 お勤め先 ご住所の方
 電話番号: () -

お勤め先やご自宅近くの郵便局でお受取り 郵便局

※生もの、保冷(チルド・冷凍)、代金引換、着払は、上記②の一部のお取扱いができません。詳しくは下記のコールセンターへお尋ねください。

当郵便局窓口でのお受取り (24時間営業)
 事前に下記コールセンターへ連絡の上、次の3点をお持ちください。
 (配達担当者がゆうパックを持ち出しており、すぐにお渡しできない場合があります。) なお、当日配達分は※※:※※以降にお越しください。

この連絡票 + **印鑑** (又はご署名) + ご本人様・ご住所が確認できる証明書(免許証、保険証等)

※代理人(同居家族以外)の方がお受取りになる場合は、委任状が必要となります。詳しくは下記のコールセンターへお尋ねください。

コールセンター (8:00~21:00)
 ☎ ※※※※※-※※※※※※※※※※(無料) (オペレータによる当日の再配達受付は※※:※※までとなります。)
 携帯電話からは ※※※※※-※※※※※※※※※※(有料)

※受取人様とご連絡がとれない場合等には、差出人様のご指示により、保管期限前でも返還させていただきます。ご了承ください。

For redelivery, call 0570-046-111 (toll; English) 8:00am-10:00pm Monday to Friday, 9:00am-10:00pm Saturday and Sunday (裏面)



通信事務郵便 (依頼信) ○○市○○町△-△-△
※※郵便局 ※※部 行

郵便・FAXによる受付 (FAX: ※※-※※※※※※※※※※)
 太枠内にご記入の上、ポスト投かん又はFAXしてください。※申込日の翌日以降のお届けお受取りとなります。(お受取り可能となるお時間は、郵便局により異なります。)
 受取人様の電話番号(FAXの方は、お名前・表面 **1** をご記入ください。)

電話番号: () -
 お名前:
 追跡番号:

① 配達をご希望の方は、下の欄にご記入ください。

配達希望日	希望時間帯
<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 午前中 <input type="checkbox"/> 12~14時 <input type="checkbox"/> 14~16時 <input type="checkbox"/> 16~18時 <input type="checkbox"/> 18~20時 <input type="checkbox"/> 20~21時

② お勤め先等への配達をご希望の方は、下の欄にご記入ください。
 ※お受取りの際、ご本人様であることを確認させていただく場合があります。

配達先 お勤め先 ご住所の方
 電話番号: () -

お勤め先やご自宅近くの郵便局でお受取り 郵便局

※生もの、保冷(チルド・冷凍)、代金引換、着払は、上記②の一部のお取扱いができません。詳しくは下記のコールセンターへお尋ねください。

当郵便局窓口でのお受取り (24時間営業)
 配達担当者がゆうパックを持ち出し中の場合がありますので、郵便局窓口でのお受取りを希望されるときは、必ず、事前に下記のコールセンターへご連絡の上、次のものをお持ちください。
 なお、当日配達分は※※:※※以降にお越しください。

この連絡票 + **印鑑** (又はご署名) + ご本人様・ご住所が確認できる証明書(免許証、保険証等)

※代理人(同居家族以外)の方がお受取りになる場合は、委任状が必要となります。詳しくは下記のコールセンターへお尋ねください。

コールセンター (8:00~21:00)
 ☎ ※※※※※-※※※※※※※※※※(無料) (オペレータによる当日の再配達受付は※※:※※までとなります。)
 携帯電話からは ※※※※※-※※※※※※※※※※(有料)

※受取人様とご連絡がとれない場合等には、差出人様のご指示により、保管期限前でも返還させていただきます。ご了承ください。

For redelivery, call 0570-046-111 (toll; English) 8:00am-10:00pm Monday to Friday, 9:00am-10:00pm Saturday and Sunday (裏面)

印鑑

印鑑 (又はご署名)

行政相談委員とは

行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約 5,000 人配置されており、国の行政に関する苦情などの相談を毎年約 10 万件無報酬で受け付けている。

具体的には、①道路、②保険・年金、③社会福祉、④運輸など様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、申出人に対して助言を行ったり、苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけたりするなど、国民本位の行政を実現する上で、重要な役割を担っている。

行政相談委員意見とは

行政相談委員は、行政相談委員法第 4 条に基づき総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができる。

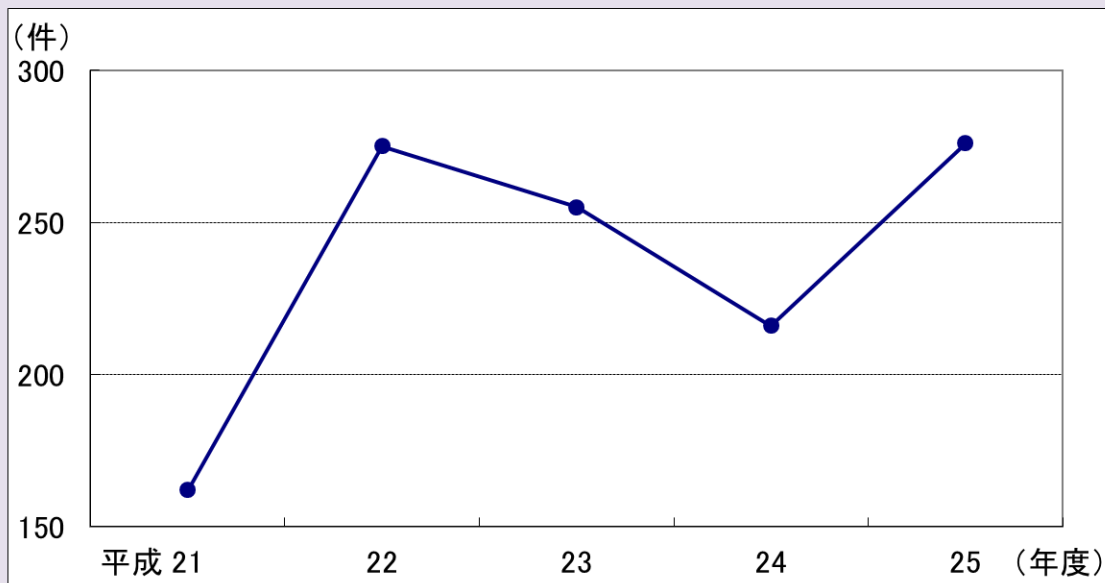
この制度は、民生委員や人権擁護委員等ではなく、行政相談委員に特有のもの。

（参考）行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）

（意見の陳述）

第 4 条 委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるができる。

行政相談委員意見の提出状況（過去 5 年間）



行政相談委員意見を踏まえた改善事例

《事例1 未支給失業等給付の請求期限の延長について》

(委員意見要旨)

雇用保険の失業給付を受給中の者が亡くなった場合、遺族は、死亡を知った日の翌日から1か月以内かつ死亡した翌日から6か月を経過する前に未支給の失業給付を請求することができる。

しかしながら、請求期間が死亡を知った日から1か月以内であるのは短すぎるので、遺族の生活援助の観点から、請求期間を延長してほしい。

(改善措置状況等)

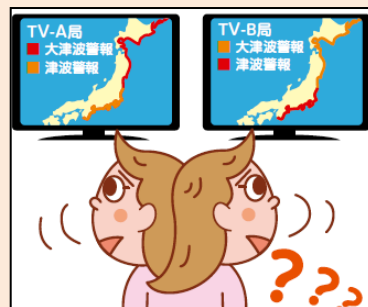
総務省は、請求期間を延長することが適当であると考え、厚生労働省に対して検討を要請した。

これを受け、厚生労働省は、省令改正を行い、請求期間を死亡日の翌日から6か月に延長するとともに、同省ホームページに家族向けの周知リーフレットを掲載した（平成26年4月改善）。

《事例2 各テレビ局で異なった津波警報・注意報の色分け表示の統一について》

(委員意見要旨)

テレビ局によって津波予想地域の色分け表示が異なっているが、視聴者に誤解を与えないよう、気象庁で色分け表示の統一基準を定め、テレビ局はその基準に基づき放送してほしい。



(改善措置状況等)

総務省は、視聴者が誤認して避難が遅れるといった事態を防止するため、気象庁が用いている色に基づいた表示をテレビ局に要請するよう申し入れた。

これを受け、気象庁が、放送事業者に対して働きかけた結果、津波情報の色使いが統一された（平成23年8月改善）。